

令和5年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第2回）議事要旨

1 日 時 令和5年8月25日（金）Web開催 14時00分～14時54分

2 出席者 大芝委員長，影山副委員長，
宇高，岡山，佐藤（和），佐藤（正），鈴木，松尾，宮崎，山下（哲），
山下（純），吉川の各委員
（機構側出席者）
福田機構長，光石理事，絹笠理事，戸田山研究開発部長，阿部管理部長，
平尾学位審査課長

3 令和5年度学位審査会（第1回）の議事要旨について
確定版として配付された。

4 議 事

(1) 学士，修士及び博士の学位授与の審査の結果について

令和5年度4月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に対する学士の学位授与の審査（通例申請分）に関して，学位審査課長から，資料1-1及び1-2に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

続いて，令和5年度4月期の高等専門学校の特例適用専攻科の修了見込み者に対する学士の学位授与に係る審査に関して，学位審査課長から，資料1-3に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり，通例による申請者271人のうち，223人が「合格」，48人が「不合格」と判定されるとともに，特例による申請者17人全員について，単位の修得結果，学修総まとめ科目の成果の要旨及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定することとして，判定案のとおり「合格」と判定された。

続いて，令和5年3月の各省庁大学校の認定課程修了者，ならびに令和5年3月及び令和4年3月の認定課程修了者のうち判定を保留した者に対する修士及び博士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して，学位審査課長から，資料1-4～1-6に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり，修士の申請者30人のうち27人が「合格」及び3人が「保留」，ならびに博士の申請者7人のうち5人が「合格」及び2人が「保留」と判定された。また，令和4年3月修了者の審査で保留となっていた修士の申請者1人が「不合格」と判定された。

(2) 専攻科に係る特例適用認定の審査の結果について

前回の学位審査会において審査が付託された，令和5年4月に申出のあった短期大学の認定専攻科の特例適用認定の審査に関して，学位審査課長から，資料2に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり，短期大学の認定専攻科の特例適用認定については1校1専攻が「可」と判定された。

(3) 令和5年度認定専攻科及び特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査の付託について

令和5年度に教育の実施状況等の審査を実施する短期大学の認定専攻科，ならびに短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に関して，学位審査課長から，資料3に基づき，機構長から学位審査会に対する教育の実施状況等の審査の付託，及び主となる審査を担当する専門委員会・部会の案について説明があった。

その後，審議が行われた結果，機構長からの付託を受け，原案のとおり教育課程・教員組織等の審査を当該専門委員会・部会に付託することとされた。

(4) 令和6年度認定専攻科及び特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査対象の選定について

令和6年度に教育の実施状況等の審査の対象となる短期大学の認定専攻科，ならびに短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に関して，学位審査課長から，資料4に基づき説明があり，審議の結果，原案のとおり了承され，当該の短期大学及び高等専門学校の設置者に対し，令和5年9月30日までに審査の実施について通知することとされた。

(5) 特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見について

研究開発部幹事から，資料5に基づき令和4年度10月期の学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見案などについて説明があり，審議の結果，原案のとおり了承され，当該の専攻科に対し，通知することとされた。

(6) 令和6年度省庁大学校の認定課程に係る教育の実施状況等の審査対象の選定について

令和6年度に教育の実施状況等の審査の対象となる省庁大学校の認定課程について，学位審査課長から，資料6に基づき説明があり，審議の結果，原案のとおり了承され，当該大学校の長に対し，令和5年9月30日までに所管省庁を経由して審査の実施について通知することとされた。

(7) 学位授与事業に関する規則等の一部改正について

学位審査課長から，学位授与事業に関する規則等の一部改正等について、資料7に基づき説明があり、審議の結果，了承された。また，改正規則に字句の修正等が生じた場合は委員長に一任することについて了承された。

(8) その他

①学修成果の作成における生成 AI の利用指針の周知について

学位審査課長から，学修成果の作成における生成 AI の利用について，資料8に基づき説明があり，機構ウェブサイトにて当機構への学位授与申請における生成 AI の利用に関する現時点での取扱い等について周知することが報告された。

②令和4年度学位取得者表彰について

学位審査課長から，令和4年度学位取得者表彰について説明があり，令和5年9月に表彰式の開催を予定していることが報告された。

最後に大芝委員長より，本日の審議結果については規則に基づき，大学改革支援・学位授与機構長に後日文書で報告すると発言があった。

以 上